

## 住宅ローン控除の事前相談会

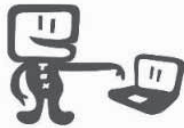
令和2年中に返済期間10年以上の住宅ローンを利用して、マイホームの新築、取得または増改築をした人を対象に相談会を開催します。

**とき** 令和3年1月5日(火)～22日(金) (休日を除く)

**ところ** 刈谷税務署

※駐車場に限りがあるので、公共交通機関を利用してください。

**申込み** 12月1日(火)より電話で刈谷税務署 ☎(21)6212



## 動画で見る確定申告

スマートフォンなどを使って、インターネット上で確定申告をする方法や、医療費控除、寄附金控除など確定申告についての情報を動画で見ることができます。

●動画で見る確定申告 (国税庁ホームページ)



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/video.htm>

## 新型コロナの影響による

## 令和3年度 固定資産税・都市計画税の軽減措置

☎ 税務課固定資産税係 ☎(95)9879

新型コロナの影響で事業収入が減少し、厳しい経営環境にある中小事業者などに対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税が軽減されます。詳しくは税務課固定資産税係まで問い合わせまたは市ホームページにて確認してください。

### 対象者

令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入を前年同期間と比較し、30%以上減少している中小事業者など

※法人・個人とも性風俗関連特殊営業を営む者は除きます。

### 申告期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

### 提出書類

- ・特例適用申告書 (認定経営革新等支援機関等の認定した証明があるもの)
- ・収入減を証する書類 (会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)
- ・特例対象資産一覧 (事業用家屋がある場合)
- ・償却資産申告書 (償却資産がある場合)

※申告書類は税務課窓口または市ホームページで入手できます。

### 対象資産

償却資産および事業用家屋

※事業用家屋は、事務所、店舗、工場などを指します。居宅の一部を事業用として使用している場合は、その事業専用割合に応じて適用となります。



## 先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に係る

## 固定資産税の特例措置の拡充 (事業用家屋および構築物)・延長

☎ 税務課固定資産税係 ☎(95)9879

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナの影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者などを支援するため、現行の特例措置の適用対象を拡充 (事業用家屋および構築物を追加するとともに、適用期限が2年延長 (令和5年3月31日(金)まで) となりました。詳しくは税務課固定資産税係まで問い合わせ、または市ホームページにて確認してください。

※事業用家屋、構築物とともに、中小事業者などの先端設備等導入計画に位置付けられたものとなります。